

平成 16 年 9 月 10 日

各 位

株 式 会 社 福 島 銀 行  
( 東 証 1 部 8562 )  
松 井 証 券 株 式 会 社  
( 東 証 1 部 8628 )

## 福島銀行と松井証券における 銀行窓口での証券口座開設申込書受付に関する業務提携について

福島銀行（本店：福島県福島市、社長 紺野 邦武）と松井証券（本店：東京都千代田区、社長 松井 道夫）とは、銀行窓口での証券口座開設申込書の受付に関して業務提携し、下記の通り、福島銀行の窓口で松井証券の口座開設申込書の受付サービスを行うことを決定いたしました。

今回の提携により、「間接金融から直接金融」、「貯蓄から投資」といった大きな時代の流れの中で、証券口座開設の受付窓口が大きく拡大いたします。そのため、株式投資ニーズのある顧客にとっては、これまで以上にサービス・利便性が向上するものと考えており、今後、個人投資家の裾野拡大につながることを期待しております。

なお、福島銀行が銀行窓口で証券口座開設申込書の受付を行うのは、本年 5 月のりそなグループに次ぐもので、全国では 2 番目であります。

### 記

#### 1. サービスの内容

平成 16 年 9 月 21 日（火）より、福島銀行は、営業店窓口において、松井証券の証券取引口座開設申込書の受付を行います。

福島銀行は、今回の提携により、同行の 60 店舗を通じて、近くに証券会社がない顧客や株式投資を始めたい顧客などに対し、普段使いなれた銀行の窓口で証券口座の開設ができる利便性を提供いたします。これにより、さまざまな顧客ニーズに応えることができる他、新たな収益機会の獲得につなげるのが可能となります。また、松井証券にとっては、オンライン専門証券でありながら、福島県に強固な基盤を持つ福島銀行の店舗網（60 店舗）、顧客基盤（約 60 万口座）を活用することで、新たな投資家層の獲得が見込めます。

#### 2. 業務提携の内容

福島銀行は、松井証券から以下の通り、証券取引口座開設に関わる書類の受付事務を受託します。なお、本件業務提携は、証券仲介業に該当するものではなく、現行の証券取引法及び銀行法（注）の枠内で実施いたします。

営業店窓口での証券口座開設書類の備え置き

営業店窓口での証券口座開設書類の受付

ポスター、チラシの掲示、設置等

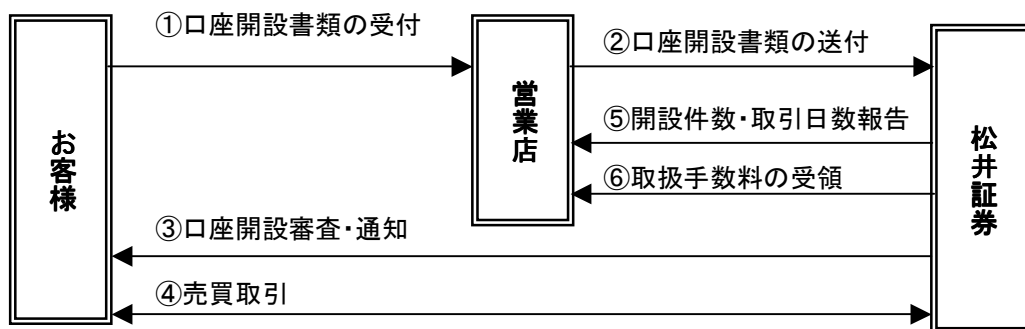
口座開設書類の松井証券への送付

松井証券では、福島銀行から受け取った口座開設書類の審査と本人確認を行った後、申込みをされたお客さまに対し口座開設完了のご連絡を行います。

(注)証券取引法第65条第1項では、銀行が証券業を行うことを禁止しておりますが、今回の業務提携は証券取引の勧誘行為や媒介を行うものではありませんので、証券仲介業に該当しません。

銀行法第10条2項では、銀行が「**その他銀行業に付随する業務**」を行うことができる旨規定しており、付随業務には「**勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に紹介する業務**」も含む(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)とされております。なお、福島銀行では、同行がお客さまに勧誘行為を行っていないことを確認するため、口座開設申込み時にお客さまから「**口座開設について勧誘行為を受けていない**」旨の書面を提出していただきます。

### 3.業務提携の概要図



- (1)口座開設が完了した口座数に対して1口座当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料(1口座3,000円)を受領する。
- (2)上記口座で有価証券の売買を行った場合、取引の金額・回数にかかわらず、取引のあった日数に対して1日当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料(1日1,000円)を受領する。

以上

#### < 本件に関するお問い合わせ先 >

福島銀行	広報チーム	TEL.024 - 525 - 2973
松井証券	社長室	TEL.03 - 5216 - 0818